

給 2 — 3 9
令和 7 年 4 月 1 日

人事院事務総局給与局長

「民間企業等からの採用時の給与決定及び職員の昇格の柔軟な運用
について」の一部改正について（通知）

「民間企業等からの採用時の給与決定及び職員の昇格の柔軟な運用について（令和 7 年 2 月 1 2 日給 2 — 1 5 ・給 3 — 1 6）」の一部を下記のとおり改正したので、令和 7 年 4 月 1 日以降は、これによってください。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
別紙 Ⅱ 職員の昇格の柔軟な運用 1 ～ 2 （略） 3 本府省の課長及び室長等への昇格について 本府省の課長及び室長等の官職を占める職員は、その者が属して	別紙 Ⅱ 職員の昇格の柔軟な運用 1 ～ 2 （略） 3 本府省の課長及び室長等への昇格について 本府省の課長及び室長等の官職を占める職員は、その者が属して

いる職務の級及び当該職務の級に在級している期間にかかわらず、当該課長等の官職を占める場合には、行政職俸給表(一)の<u>8級から10級までの職務の級</u>、当該室長等の官職を占める場合には、行政職俸給表(一)の<u>7級又は8級の職務の級</u>など官職に相応する職務の級に決定することができる（規則別表第6在級期間表イ行政職俸給表(一)在級期間表備考第2項、事務総長通達在級期間表関係第1項及び給実乙「行政職俸給表(一)の適用を受ける職員の職務の級の決定等について（通知）」）。 したがって、この場合においては、その者の属する職務の級を2級以上上位の職務の級に決定することも可能である。	いる職務の級及び当該職務の級に在級している期間にかかわらず、当該課長等の官職を占める場合には、行政職俸給表(一)の<u>8級</u>、当該室長等の官職を占める場合には、行政職俸給表(一)の<u>7級</u>など官職に相応する職務の級に決定することができる（規則別表第6在級期間表イ行政職俸給表(一)在級期間表備考第2項、事務総長通達在級期間表関係第1項及び給実乙「行政職俸給表(一)の適用を受ける職員の職務の級の決定等について（通知）」）。 したがって、この場合においては、その者の属する職務の級を2級以上上位の職務の級に決定することも可能である。
---	--

以 上